

第3章 法人税等確定申告書の作成

1. 法人税等確定申告書

(1) 所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書を作成しなさい。

所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書		事業年度	法人名
I 所得税額の控除に関する明細書			
区 分	収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
	①	②	③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	円	円
公社債の利子等	2		
利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)	3		
証券投資信託の収益の分配	4		
その他	5	円	円
計	6		
公社債の利子等、利益の配当及び剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算			
個別法による場合	収入金額	所得税額	控除を受ける所得税額
個別法による場合	7	8	9
	円	円	円
銘柄別簡便法による場合	13	14	15
	円	円	円
その他に係る控除を受ける所得税額の明細			
支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額
		年 月 日	20
		平 . . .	円
		平 . . .	
		平 . . .	
		平 . . .	
		平 . . .	
計			
II みなし配当金額の一部の控除に関する明細書			
法人名	解散の年月日	みなし配当金額	22の25%相当額
	昭 . . .	22	23
	昭 . . .	円	円
計			

別表六(一)

法 0301-0601

※ 所得税額控除明細書

記入に際しては、元帳の受取利息、租税公課の両勘定を参照して記入することが必要です。

(2) 所得の金額の計算に関する明細書を作成しなさい。

区分		総額	処 分	
			留 保	社 外 流 出
		①	②	③
		円	円	円
加	1 当期利益又は当期欠損の額			配 当 賞 与 そ の 他
	2 損金の額に算入した法人税及び法人特別税(附帯税を除く。)			
	3 損金の額に算入した道府県民税(利子割を除く。)及び市町村民税			
	4 損金の額に算入した道府県民税利子割			
	5 損金の額に算入した納税充当金			
	6 損金の額に算入した附帯税(利子割を除く。)、加算金、基幹金(戻納分を除く。)及び過払税			そ の 他
	7 減価償却の償却超過額			
	8			
	9			
	10			
	11 小 計			
減	12 減価償却超過額の当期認容額			
	13 納税充当金から支出した事業税等の金額			
	14 受取配当等の益金不算入額(別表八「11」又は「22」)			*
	15 法人税等の中間納付額及び過納納に係る還付金額			
	16 所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等			*
	17			
	18			
	19			
	20			
	21 小 計			外 *
22 仮 計 (1)+(11)-(21)			外 *	
23 寄附金の損金不算入額(別表十四「20」又は「36」)			外 *	
24 法人税額から控除される所得税額(別表六「一」「6」の③)			そ の 他	
25 合 計 ②④+②③+②⑤			そ の 他	
26 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十二「40」)	△		外 *	
27 総 計 ②⑦+②⑧			外 *	
28 契約者配当の益金算入額(別表九「13」)			外 *	
29 差 引 計 ②⑨+②⑩			外 *	
30 欠損金又は災害損失金の当期控除額(別表七「2」の計)	△		外 *	
31 所得金額又は欠損金額			外 *	

御注意
 1 技術等海外取引の所得の特別控除、外国税額の控除、私財提供等があった場合等の欠損金の繰越控除及び農業協同組合等の留保所得の特別控除等の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用ください。(用紙は税務署にあります)
 2 利益処分による賞与のうち受給者ごとに債務の確定していない額がある場合は、その額は、「②」欄に含めることとなりますので、「③」の「賞与」欄の金額に含めないで記載します。
 3 「36」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになりますから留意してください。

別表四(簡易様式)

※ 所得の金額の計算に関する明細書

簡

法 0301-0402

1 欄①には税引後当期利益を記入する。

1 欄②および③には利益金処分案を参照し、社会流出である配当および役員賞与に処分がある場合には、その金額を③に記入し、①から③を控除した額を②に記入する。

※ 租税公課勘定の内訳を参照し、当該額を2欄3欄に記入する。

※ 当期の法人税等充当金計上額を4欄に記入する。

※ 給料勘定7/31 現在残高を参照し役員賞与の内損金不算入額がある場合には加算欄に記入する。

(4) 事業年度分の確定申告書を作成しなさい。

平成 年 月 日 税務署長殿		所 業 種 目	概 況 要 否	一連番号 法源番号 事業年度(至) 年 月 日 売上金額 十 百 万 円 申告区分 申告 年 月 日 局 指 定 指 導 等
納 税 地 (ふりがな) 法 人 名 (ふりがな) 代 表 者 自 署 押 印 代 表 者 住 所 経 理 責 任 者 自 署 押 印 事 業 種 目 期 末 現 在 の 資 本 の 金 額 又 は 出 資 金 額 同 非 区 分	電 話 () - 同 族 会 社 非 同 族 会 社 非 同 族 会 社	部 門 番 号 業 種 番 号 事 業 年 度 月 数 種 別 (第11 組13 人11) 区 分 (第12 区14 外31) 中 告 期 間 区 分 (特 定) 資 本 金 額 青 白 区 分 郵 便 官 署 消 印 確 認 印 省 略 年 月 日	共 通 年 月 日 直 前 事 業 年 度 処 理 年 月 日	別 表 (一) 普 通 法 人 (特 定 の 医 療 法 人 を 除 く) 及 び 人 格 の な い 社 団 等 の 分 署 名 押 印 士
平成 年 月 日 事業年度分の 申告書 (中間申告の場合の計算期間 平成 年 月 日)				
所得金額又は欠損金額 (別表四「36の①」) 1 法 人 税 額 (別表四「36の②」) 2 法人税額の特別控除額 (別表六「19」+別表六「23」+別表六「28」+別表六「29」+別表六「31」) 3 差引法人税額 (2)-(3) 4 リース特別控除取戻税額 (別表六「30」+別表六「32」) 5 課税土地譲渡利益金額 (別表三「1」+別表三「2」+別表三「3」) 6 課税土地譲渡利益金額 同上に対する税額 (別表三「1」+別表三「2」+別表三「3」) 7 留 保 金 額 (別表三「3」) 8 同上に対する税額 (別表三「3」) 9 法 人 税 額 計 (4)+(5)+(7)+(9) 10 仮委託経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 11 控 除 税 額 (別表四「36の③」) 12 差引所得に対する法人税額 (10)-(11) 13 中間申告分の法人税額 14 差引確定法人税額 (中間申告の場合はその額とし、そうでない場合は、07-14) 15 法人 中小法人の 中小法人の 中小法人の 中小法人の 中小法人の 中小法人の 30 31 32 33 控 除 税 額 外 国 税 額 (別表六「18」) 38 39 40 控 除 し た 金 額 (12) 41 控 除 し け れ な っ た 金 額 (4)-(11) 42	01 03 04 16 05 06 07 08 09 30 31 32 33 38 39 40 41 42	所得税額等の還付金額 (別表四「36の④」) 16 中 間 納 付 額 (14)-(13) 17 欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18 計 (16)+(17)+(18) 19 この申告が修正申告である場合 所得金額又は欠損金額 20 課税土地譲渡利益金額 21 課税留保金額 22 法人税額 23 還付金額 24 この申告による納付すべき法人税額(別表三「3」)と、この申告による還付金額(別表四「36の④」)との差額(別表三「3」の合計) 25 欠損金又は災害損失等の当期控除額(別表七「2」) 26 課税土地譲渡利益金額又は災害損失等の当期控除額(別表七「2」) 27 正味の中間申告分の法人税額 28 欠損金又は災害損失等の当期控除額(別表七「2」) 29 中間配当の金額 34 35 法 人 税 額 (30)+(31) 36 法 人 税 額 (30の37.5%相当額) 37 中 間 配 当 の 金 額 43 利益の配当(剰余金の分配)の金額(中間配当の金額を除く) 44 利益又は剰余金処分による貸与の額 45 中間配当の平成 年 月 日 決算確定の日 平成 年 月 日 還付を受けようとする銀行又は郵便局名 銀行 支店 郵便局 預金 口座番号	10 11 12 13 14 15 28 29 34 35 36 37 43 44 45	
旧納税地及び旧法人名等		添付書類 貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書		

※ 確定申告書の記入

- ・別表四36欄①を1欄に記入する。
- ・別表二14欄を2欄に記入する。
- ・別表六(一)6欄の③を38欄に記入する。
- ・法人税額の計算を行う。

※ 法人税額の計算については終了事業年度によって率が変わってくるがあるので留意すること。

(5) 利益積立金額の計算に関する明細書を作成しなさい。

区 分		期首現在 利益積立金額 ①	当 期 中 の 増 減		当期利益処分 等による増減 (減は赤) ④	差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③+④ ⑤
			減 ②	増 ③		
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円	円
積 立 金	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
繰越損益金(損は赤)	26					
納 税 充 当 金	27					
未納法人税等 (退付するものを除く)	未納法人税、未納法人臨時特別税及び未納法人特別税(附帯税を除く。)	△	△	△	△	△
	未納道府県民税(均等割額及び利子割額を含む。)	△	△	△	△	△
	未納市町村民税(均等割額を含む。)	△	△	△	△	△
差 引 合 計 額	31					

御注意
この表は、通常の場合には次の算式により検算が出来ます。
期首現在利益積立金合計「31」① + 別表四留保総計「29」 - 中間分、確定分法人税県市民税の合計額 = 差引翌期首現在利益積立金合計「31」⑤

法 0301-0501

※ 利益積立金額の計算に関する明細書

期首現在利益積立金額の記入には、貸借対照表と租税公課7/31現在残高内訳を参照し、記入する(別表五(二)参照)未納法人税等の当期中の増減の内③には、当期中の納付高を記入するとともに期首の未納法人税等が予定納税とともに納付している場合には、①と③を加算し、②に記入する。④には、利益処分案を参照し記入する。

納税充当金27欄には法人税等充当金当期計上額を③増加欄に記入し、翌期首へ繰越す。
未納法人税等の28, 29④欄には当期の確定未納法人税等の額を記入し翌期首へ繰越す。

(6) 租税公課の納付状況等に関する明細書を作成しなさい。

租税公課の納付状況等に関する明細書			事業年度	法人名		
税目及び事業年度	期首現在未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額			期末現在未納税額 ①+②-③-④-⑤
			充当金取崩しによる納付	仮払経理による納付	損金経理による納付	
	①	②	③	④	⑤	⑥
法人税及び法人臨時特別税	1	円		円	円	円
	2					
	当期分		円			
	中間					
	確定					
計	3					
道府県民税	4					
	5					
	6					
	当期分					
	利子割					
中間						
確定						
計	8					
市町村民税	9					
	10					
	11					
	当期分					
	中間					
確定						
計	14					
事業税	15					
	16					
	17					
	18					
	当期中間分					
計	19					
その他の	損金算入のもの	20				
	利子税	21				
	延滞金(延納に係るもの)	22				
		23				
		24				
	損金不算入のもの	25				
	加算税及び加算金	26				
	延滞税	27				
	延滞金(延納分を除く。)	28				
	過怠税	29				
	30					
納税充当金の計算						
期首納税充当金	31	円		取崩額	損金不算入のもの	38
繰入額	損金の額に算入した納税充当金	32		その他のもの		39
		33			仮払税金消却	40
	計 (32)+(33)	34			計 (39)+(40)	41
取崩額	法人税額 (5の③)+(11の③)+(16の③)	35		差引計	(31)+(34)-(41)	42
	事業税 (20の③)	36		当期利益処分積立額	43	
	その他の	37		期末納税充当金 (42)+(43)	44	

別表五(二)

法 0301-0502

※ 租税公課の納付状況等に関する明細書
記入に必要な内訳は元帳の租税公課勘定を参照し記入する。

2. 法人住民税等確定申告書

法人住民税・事業税の確定申告書を作成しなさい。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		平成 年 月 日		業種別 業種番号		法人番号		市郡区分		
		所在地 <small>(本報が本府等の場合は本府所在地と併記)</small>		この申告書の基礎となる平成 年 月 日の修正・変更・再修正による。		申告年月日		申告年月日		
(ふりがな) 法人名		(局番) 事業種目		資本の金額 又は出資金額		資本積立金額		合計額		
(ふりがな) 代表者 官署印		期本等 未現在の 金額		資本の金額 又は出資金額		資本積立金額		合計額		
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の申告書		業種別 業種番号		法人番号		市郡区分		申告年月日		
(事業税)	摘要		課税標準		税率(%)		税額		(土地課税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	
	総額 ⑤									
	年350万円以下の金額 ⑥				0.00					
	年350万円を超え年700万円以下の金額 ⑦				0.00					
	年700万円を超える金額 ⑧				0.00					
	計⑥+⑦+⑧ ⑨				0.00					
	軽減税率不適用法人の金額 ⑩				0.00					
	収入金額									
	総額 ⑪									
	収入金額 ⑫				0.00					
合計事業税額 ⑬+⑭又は⑮+⑯										
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ⑰										
既に納付の確定した当期分の事業税額 ⑱										
この申告により納付すべき事業税額 ⑲-⑳										
⑲のうち見込納付額 ㉑										
差引 ㉒-㉓										
決算確定の日		所得金額の計算		法人税の所得金額		平均額		割額		
平成 年 月 日		加		(法人税の明細書(別表4)の(29)) ㉔		この申告により納付すべき法人税額 ㉔+㉕		この申告において平均額等を算定した月数 ㉖		
この申告が中間申告の場合の計算期間		算		損金の額に算入した所得税額 ㉗		平均額 ㉖×㉗		既に納付の確定した当期分の均等割額 ㉘		
自平成 年 月 日		減		損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への戻入額 ㉙		この申告により納付すべき均等割額 ㉘-㉙		この申告により納付すべき道府県民税額 ㉚+㉛		
至平成 年 月 日		算		損金の額に算入した中小企業等海外市場開拓準備金勘定からの戻入額 ㉚		この申告のうち見込納付額 ㉛		特別区分の課税標準額 ㉜		
法人税の申告書の種類 青色・その他		算		益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 ㉜		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		
申告期限の延長の処分(承認)の有無		算		外国の事業に属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 ㉝		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		
法人税 有・無		算		前年までの繰越欠損金額等若しくは繰越引当金額又は配当控除等があった場合の欠損金額の控除額 ㉞		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		
事業税 有・無		算		所得金額差引計 ㉞+㉟+㊱-㊲-㊳-㊴		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		
翌期の中間申告の要否		算		所得金額差引計 ㉞+㉟+㊱-㊲-㊳-㊴		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		
利息割額(控除されるべき額) ㉟		算		法人税の所得金額 ㉞		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		
控除した金額(あうまっせに課) ㊱		算		銀行 支店		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		
控除しきれなかった金額 ㊲		算		口座番号(普通・当座)		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		
既に還付を求めた利息割額 ㊳		算		還付を求めた利息割額		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		
既に還付請求額が過大である場合の納付額 ㊴		算		還付を求めた利息割額		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		
既に還付請求額が過大である場合の納付額 ㊵		算		還付を求めた利息割額		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		市町村分算の課税標準額 ㉜×100		

※ 法人住民税(都民税、事業税)の確定申告書

- ・記入に際しては、法人税別表-(-)10欄の金額を①に記入する。
- ・法人税別表-(-)1欄を⑤に記入する。

※ 処理 事項	整理番号	事務所別	法人番号	区分
法人名	事業年度	昭和 平成 昭 和 平 成	年 月 日	日から 日まで

利子割額の控除・還付に関する明細書

区 分	収 入 金 額 ①	①について課された 利子割額 ②	②のうち控除・還付 を受ける利子割額 ③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	円	円
公 社 債 の 利 子	2		
証 券 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配	3		
そ の 他	4		
計	5		

公社債の利子又は証券投資信託の収益の分配に係る控除・還付を受ける利子割額の計算

個別法による場合	銘 柄	収 入 金 額 ④	④について課された利子割額 ⑤	公社債利子等の計算基礎期間 ⑥	⑥のうち元本 所有期間 ⑦	所有期間割合 ⑧ (小数点以下3位を四捨五入)	控除・還付を受ける利子割額 ⑤×⑧ ⑨
		円	円	月	月		円

個別簡便法による場合	銘 柄	収 入 金 額 ⑩	⑩について課された利子割額 ⑪	公社債利子等の計算期末の所有元本数等 ⑫	公社債利子等の計算期首の所有元本数等 ⑬	⑭-⑮ 2又は12 (負の場合は) ⑭	所有元本割合 ⑯ (⑫/⑬) (負の場合は) ⑰	控除・還付を受ける利子割額 ⑪×⑰ ⑱
都別 道府県 別	都道府県別							
	都道府県別							
	都道府県別							
	都道府県別							
	都道府県別							
都別 道府県 別	都道府県別							
	都道府県別							
	都道府県別							
	都道府県別							
	都道府県別							

この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第11項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、又は同条第16項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付すること。

法人名	整理番号	事務所	係	区分	法人番号	申告区分
	事業年度	平成	年	月	日から	
		平成	年	月	日まで	

利子割額の都道府県別明細書

※	利子割 明細入力	分非	自主
---	-------------	----	----

都道府県名	事務所 の有無	都道府県 コード	控除・還付を受ける利子割額				都道府県名	事務所 の有無	都道府県 コード	控除・還付を受ける利子割額			
			十億	百万	千	円			十億	百万	千	円	
北海道		01					滋賀		25				
青森		02					京都		26				
岩手		03					大阪		27				
宮城		04					兵庫		28				
秋田		05					奈良		29				
山形		06					和歌山		30				
福島		07					鳥取		31				
茨城		08					島根		32				
栃木		09					岡山		33				
群馬		10					広島		34				
埼玉		11					山口		35				
千葉		12					徳島		36				
東京		13					香川		37				
神奈川		14					愛媛		38				
新潟		15					高知		39				
富山		16					福岡		40				
石川		17					佐賀		41				
福井		18					長崎		42				
山梨		19					熊本		43				
長野		20					大分		44				
岐阜		21					宮崎		45				
静岡		22					鹿児島		46				
愛知		23					沖縄		47				
三重		24					合計	④8					

この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第11項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、又は同条第16項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付すること。なお、「記載の手引」は、第3葉にあります。